

※入所申込みのご案内を確認の上ご準備ください。不足書類がある場合は受理できません。

(市外の保育施設の利用を希望する場合は、保育施設の所在する市町村に対して事前に締切日を確認のうえ、その締切の5日前までにお申込みください。)

令和6年度保育施設入所申込み提出書類チェック表

フリガナ

児童名：

(平成・令和 年 月 日生)

月入所
希望の場合は

／
までに提出

1. 保育施設入所申し込み書類

- 保育施設利用に関する同意書および確認票（兼提出書類チェック表）
- 教育・保育給付認定申請書兼入所申込書
- 個人番号（マイナンバー）届出書
- 家庭状況調査書
- 発達状況調査票

2. 家庭において児童を保育できない証明書類（父、母、同居（敷地内同居含む）の65歳未満祖父母）

| 保護者の状況等 | チェック欄✓※保護者記入欄 | | | | 提出書類 該当するものをご提出ください |
|-----------------|---------------|---|----|----|--|
| | 父 | 母 | 祖父 | 祖母 | |
| 就労 | | | | | <input type="checkbox"/> 就労証明書 <input type="checkbox"/> 自営業・農業 ⇒ 就労等についての状況確認表・申告書の写し <input type="checkbox"/> 内職の方 ⇒ 内職申立書 |
| 出産・就学 疾病・介護等 | | | | | <input type="checkbox"/> 【父母用】介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 【父母用】保育が必要な状況申立書 （疾病・出産・就学） <input type="checkbox"/> 【祖父母用】市内在住の祖父母の状況申立書 |
| 求職活動 | | | / | / | <input type="checkbox"/> 求職活動申立書 |

3. 該当者のみ提出が必要な書類

- 保育料口座振替依頼書または自動払込利用申込書 ※3歳未満児のみ（認定こども園等のみ希望の場合は不要）
- 利用者負担額・副食費(減額・免除)申請書 ※ひとり親世帯、障がい世帯
- 主治医意見書 ※申込するお子さまに障がいや疾病がある場合
- 誓約書 ※入所希望月の前月末までに転入されるかた
- 利用証明書 ※保護者が就労中の場合。求職活動中で提出する場合は「求職活動報告書」の提出も必要
 - 兄弟 ・ 姉妹 の利用 有 無

※認可外保育施設、企業主導型保育施設、職場内託児所、幼稚園/認定こども園の預かり保育、保育所等の一時預かりを利用しているかた

- 保育士証の写し（ただし、求職活動中を除く）

保育士のお子さんが保育所等を利用できないことが、保育士確保を困難にしていると考えられることから、保育士のお子さんを対象にした優先的取り扱いを行っております。

R6

保育施設利用に関する同意書および確認票

| 同意事項 すべてお読みいただき、□欄にチェック☑をつけてください | |
|----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 「令和6年度保育施設入所申込みのご案内」をよく読み、内容をご了承のうえお申込みください。 |
| <input type="checkbox"/> | 事実と異なる虚偽の記載があった場合は、調査の上内定取消とし、入所後に明らかになった場合は保育の実施を解除します（退所となります）。 |
| <input type="checkbox"/> | 申込み後、家庭の状況に変更があった場合（就労日数・時間数が減った、保護者が妊娠した等）は、必ずご連絡ください。 ※変更後の内容が、申請時と大きく異なる場合は保育の実施を解除することがあります（退所となります）。 |
| <input type="checkbox"/> | 申込みの意思（理由）がなくなった場合は、すぐにご連絡ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 保育施設ごとに保育短時間、保育標準時間、最長開設時間が異なります。各保育施設の時間をご確認のうえ、希望の施設を記入してください。延長保育を利用する場合は、延長保育料が発生します。 |
| <input type="checkbox"/> | 希望施設に記入していない施設は、利用調整の対象となりません。 |
| <input type="checkbox"/> | 保育料の滞納がある世帯は、利用調整において不利となります。 |
| <input type="checkbox"/> | 就労中のかた 就労状況に変更が生じた場合（勤務時間の変化・退職・育児休業取得）には申し出ます。 |
| | 育児休業復帰予定のかた 利用開始月の翌月15日までに復帰し、復職証明書を提出します。 |
| | 求職中・月64時間未満の就労のかた 利用開始後3か月以内に入所要件を満たした就労証明書を提出します。就労証明書の提出のない場合は退所となり、こども課から「保育実施解除通知書」が送付されます。 |
| | 産前産後利用のかた 産前8週間（多胎児の場合14週）、産後8週間の期間終了後は退所となり、こども課から「保育実施解除通知書」が送付されます。 |
| <input type="checkbox"/> | 保育標準時間の認定を受けた児童は最大11時間、保育短時間の認定を受けた児童は最大8時間の利用が可能です。ただし、必ずしも最大時間数を利用できるわけではなく、保育が必要と認められる時間までのお預かりとなります。利用時間は入所決定した保育施設とご調整ください。 |
| <input type="checkbox"/> | 保育施設に入所決定した際は、家庭状況・就労状況・お子さんの発達状況等について、今回の提出書類を入所決定施設に通知します。 |
| <input type="checkbox"/> | 利用開始当初は、ならし保育となります。ならし保育期間も1か月分の保育料が発生します。 |
| <input type="checkbox"/> | 入所中は保育施設の規定を守り、保育料は責任を持って期日までに納入してください。 |
| <input type="checkbox"/> | 保育料は世帯の税額により算定いたします。離婚後も子と同居している場合や、別居していても戸籍上子の親権者である場合は、父母の税額を合算のうえ保育料を算定いたします。また、父母の所得の状況に応じて、同居している祖父母等の税額を合算し保育料を算定することがあります。入所後に世帯状況が変更となった場合は、祖父母等の税額を確認し、翌月分から保育料を再算定することがあります。 |
| <input type="checkbox"/> | 認定区分（保育標準時間・短時間）の変更については申し出の翌月から適用となります。 |

上記について、同意および確認いたしました。

署名欄 保護者氏名

保護者氏名

来庁者氏名